平成２７年（フ）第２４２号
埼玉県大里郡寄居町大字西ノ入282番地
破産者　神田　武則
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１５９号
埼玉県富士見市羽沢１丁目31番６－101号、破産開始決定時の住所埼玉県東松山市松葉町１丁目24番22号　報徳スカイマンション101
破産者　鈴木　敏子
1　決定年月日　平成28年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２１２０号
札幌市中央区北３条西16丁目１番地１－905号
破産者　山下　　力
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０８７号
札幌市白石区栄通19丁目11番21号　スペース18－101号
破産者　工藤　洋一
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２８号
茨城県水戸市新荘２丁目12番３号　メゾンドベル１号
破産者　山口　和美（旧姓横倉）
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１３４号
群馬県高崎市小八木町1467番地４　ＳＴハイム101号
破産者　當野　　隆
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第９９号
埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢451番地１　みずほ台宝ハイツ106号、前住所埼玉県ふじみ野市大井１丁目５番31号　アニューふじみ野204
破産者　マンツーマンスクール蓮根校こと　讃岐眞一郎
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１７６号
埼玉県上尾市大字小敷谷858番地26
破産者　箭内　榮一
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２５５号
埼玉県入間市大字狭山台152番地
破産者　後藤　勇太
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１５６９号
神奈川県大和市西鶴間８丁目９番19号
破産者　野口　勝広
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２９号
静岡県磐田市一言2311番地12、前住所静岡県浜松市南区白羽町1565番地の２
破産者　鈴木　智大
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２６２号
静岡県磐田市国府台55番地８、前住所静岡県浜松市東区半田山１丁目５番１号
破産者　富田いくみ
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第６３１号
名古屋市中川区松葉町１丁目20番地の１　Ａｒｉｅｓ105号、従前の住所札幌市中央区南11条西８丁目３番17－402号
破産者　髙津　尚晃
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９１７号
愛知県春日井市鳥居松町４丁目235番地　鳥居松４丁目三輪借家　２戸の内北側、住民票上の住所愛知県春日井市岩野町２丁目１番地６
破産者　中村　鉄也
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９１９号
名古屋市北区平安２丁目13番36号　平安ビル３Ｂ号
破産者　井澤真由美（旧姓神野）
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９９２号
名古屋市中川区愛知町10番16号　レオパレス黄金第２　207号
破産者　小村　岳介
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０４４号
愛知県豊川市小坂井町西浦62番地16
破産者　大橋　勝彦
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８１１号
神戸市垂水区舞子台８丁目22番11号、従前の住所福島市永井川字向光白６番地の６　グリーンハイツ永井川Ｄ102
破産者　ＭＴオートこと　増井　俊宜
1　決定年月日　平成28年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部